

網走川ほか減災対策協議会規約

平成 28 年 4 月 26 日

平成 29 年 6 月 28 日改正

平成 30 年 6 月 27 日改正

令和 元 年 7 月 4 日改正

令和 3 年 7 月 5 日改正

令和 4 年 7 月 5 日改正

令和 5 年 7 月 20 日改正

令和 6 年 7 月 30 日改定

網走川ほか減災対策協議会

(網走市、大空町、美幌町、津別町、網走地方気象台、
陸上自衛隊第 6 即応機動連隊、北海道警察北見方面本部、
網走警察署、美幌警察署、網走地区消防組合、
美幌・津別広域事務組合、北海道オホーツク総合振興局、
網走開発建設部)

網走川ほか減災対策協議会規約（改定案）

（名 称）

第1条 本会は、網走川ほか 減災対策協議会（以下「協議会」という）と称する。

（目 的）

第2条 協議会は、水防法第15条の9及び10に基づく大規模氾濫減災協議会として、過去の出水の教訓を踏まえ、網走市、大空町、美幌町及び津別町における国管理河川及び北海道管理河川（別表1に掲げる水系）の堤防決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（事 業）

第3条 協議会は、水防法に規定される以下の事項について実施する。

（1）洪水の浸水想定等の水害リスク情報及び水防に関する情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

（2）円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

（3）地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

（4）その他、大規模氾濫に関する減災対策・水防活動に関して必要な事項を実施する。

（組 織）

第4条 協議会は、次に掲げる関係機関をもって組織する。

- （1）網走開発建設部
- （2）オホーツク総合振興局
- （3）網走地方気象台
- （4）陸上自衛隊第6即応機動連隊
- （5）北海道警察北見方面本部
- （6）網走警察署
- （7）美幌警察署
- （8）関係市町
- （9）関係消防本部

2 協議会に幹事会及び部会を置く。

(役 員)

第5条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 網走開発建設部長
- (2) 副会長 1名 オホーツク総合振興局長
- (3) 幹事長 2名 網走開発建設部次長(河川・道路担当)
オホーツク総合振興局 地域調整課長
- (4) 部会長 1名 北見河川事務所長

(会長及び副会長)

第6条 会長は協議会を代表し、副会長とともに会務を統括する。

(委員及び協議会)

第7条 委員は別表2に掲げる関係機関の長及び担当部局長をもってあてる。

- 2 協議会は必要に応じて会長が招集し、協議会の運営についての基本方針を決定する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は原則非公開とし、幹事会の検討結果を協議会に報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会に諮り、非公表にすることができる。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(幹事長)

第10条 幹事長は会長の下にあって幹事会を運営し会務を処理する。

(幹事及び幹事会)

第11条 幹事は別表3に掲げる関係機関の担当者をもってあてる。

- 2 幹事会は必要に応じ幹事長が招集し、協議会の目的達成のための事業を推進する。
- 3 幹事会の事業は会長に報告し、その承認を受ける。
- 4 幹事長は会長に承認を受けたのち、すみやかに部会に通知し、その指導にあたるものとする。

(部会長)

第12条 部会長は部会を運営し会務を処理する。

- 2 部会長が不在となったとき、部会長代行を幹事長が指名する。

(部会)

第13条 部会は別表4に掲げる関係機関の担当をもって組織する。

2 部会長は必要に応じて部会を招集し、協議会の目的達成のための事業を実施する。

3 部会長は事業の実施にあたり計画書を作成し幹事長に報告するものとする。

4 部会長は部会事務の運営経過等について幹事長に報告するものとする。

(事務局)

第14条 協議会及び幹事会の事務局は、網走開発建設部治水課及び北見河川事務所並びにオホーツク総合振興局地域創生部危機対策室及び網走建設管理部治水課に置く。

2 部会の事務局は北見河川事務所に置く。

(雑 則)

第15条 この規約に定めるもののほか必要な事項は協議会が決定する。

(附 則)

この規約は、平成28年4月26日から施行する。

この規約は、平成29年6月28日から施行する。

(第1条 協議会名称変更、第2条 管理河川の追記、文言修正及び別表1追加、第5役員幹事長追加、第7条 文言修正、第11条 文言修正及び別表3幹事長及び幹事会構成員追加、第12条 事務局追記)

この規約は、平成30年 6月27日から施行する。

(第11条 別表3幹事会構成員の修正)

この規約は、令和元年7月4日から施行する。

(第4条 協議会構成員追加、第7条 別表第2委員追加、第11条 別表第3幹事会構成員追加)

この規約は、令和3年7月5日から施行する。

(第11条 別表第3幹事会構成員の修正、追加)

この規約は、令和4年7月5日から施行する。

(第11条 別表3幹事会構成員の修正)

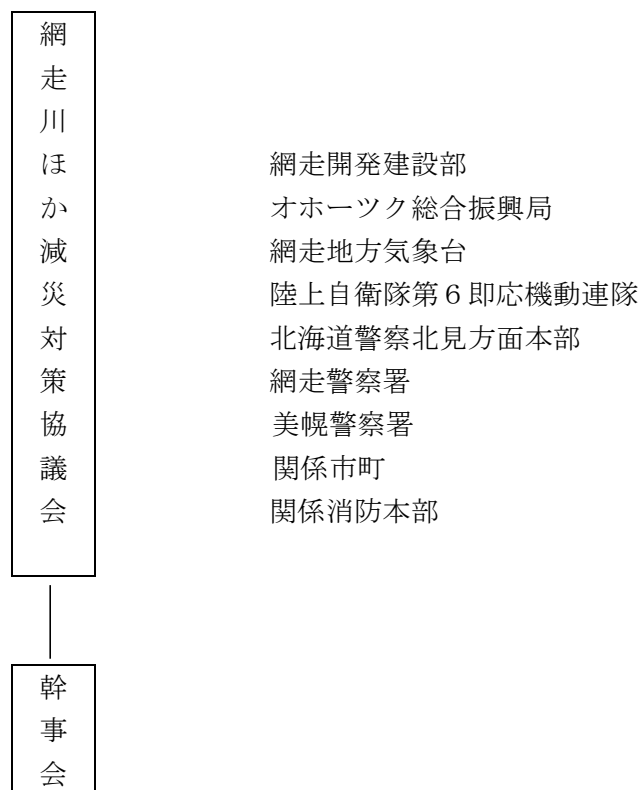
この規約は、令和5年7月20日から施行する。

(第4条 協議会構成員の修正、第7条 別表2協議会構成員の修正、第11条 別表3幹事会構成員の修正、第12条 事務局構成員の修正)

この規約は、令和6年7月30日から施行する。

(網走開発建設部管内一級水防連絡協議会の規約と統合)

網走川ほか減災対策協議会 構成図



別表1 網走川ほか減災対策協議会 水系一覧表

水 系 名	関 係 市 町 村
網 走 川	網走市、大空町、美幌町、津別町
卯 原 内 川	網走市
車 止 内 川	網走市
浦 士 別 川	網走市
藻 琴 川	網走市、大空町

別表 2 網走川ほか減災対策協議会 協議会一覧表

関 係 機 関	委 員
網 走 開 発 建 設 部	部 長〔会長〕 次 長
オホーツク総合振興局	局 長〔副会長〕
網 走 地 方 気 象 台	台 長
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊長
北海道警察北見方面本部	警備課長
網 走 警 察 署	署 長
美 幌 警 察 署	署 長
網 走 市	市 長
大 空 町	町 長
美 幌 町	町 長
津 別 町	町 長
網走地区消防組合	消防長
美幌・津別広域事務組合	消防長

別表 3 網走川ほか減災対策協議会 幹事会一覧表

関 係 機 関	幹 事 委 員
網 走 開 発 建 設 部	次長（河川・道路担当）〔幹事長〕
オホーツク総合振興局	公物管理課長 治水課長 防災課長 北見河川事務所長 地域調整課長〔幹事長〕
網 走 地 方 気 象 台	防災管理官
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課長補佐
網 走 警 察 署	警備課長
美 幌 警 察 署	警備係長
網 走 市	総務防災課長
大 空 町	総務課長
美 幌 町	危機対策課長
津 別 町	防災危機管理室長、建設課長
網走地区消防組合	消防課長
美幌・津別広域事務組合	警防主幹

別表 4 網走川ほか減災対策協議会 部会一覧表

関 係 機 関	部 会 委 員
網 走 開 発 建 設 部	北見河川事務所長〔部会長〕
オホーツク総合振興局	網走建設管理部事業課長
網 走 地 方 気 象 台	防災管理官
陸上自衛隊第6即応機動連隊	連隊本部第3科長
北海道警察北見方面本部	警備課長
網 走 市	総務防災課長
大 空 町	総務課長
美 幌 町	危機対策課長
津 別 町	防災危機管理室長、建設課長
網走地区消防組合	消防課長
美幌・津別広域事務組合	警防主幹